政令第

5 5

号

資金決済に関する法律施行令

内 閣は、 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 前払式支払手段(第三条-第十二条)

第三章 資金移動 (第十三条—第二十条)

第四章 資金清算 (第二十一条・第二十二条)

第五章 認定資金決済事業者協会 (第二十三条)

第六章 指定紛争解決機関(第二十四条—第二十六条)

第七章 雜則(第二十七条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において、 「前払式支払手段発行者」、 「資金移動業」、 「資金移動業者」、 「認定資金

決済事業者協会」、 「信託会社等」又は 「銀行等」とは、 それぞれ資金決済に関する法律 (以 下 「法」と

いう。)第二条に規定する前払式支払手段発行者、 資金移動業、 資金移動業者、 認定資金決済事業者協会

信託会社等又は銀行等をいう。

(資金移動業の対象となる取引)

第二条 法第二条第二項に規定する政令で定める取引は、 百万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替

取引とする。

第二章 前払式支払手段

発行者との密接な関係)

第三条 法第三条第四 項に規定する政令で定める密接な関係は、 次に掲げる関係とする。

発行する者(以下この項において 前 払式支払手段 (法第三条第一 項に規定する前払式支払手段をいう。 「発行者」という。) が個人である場合におけるその者の親族である 以下この章に お いて同じ。) を

法人が他 の法人の総株主等の議決権 (総株主、 総社員又は総出資者の議決権 (株式会社にあっては、

株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない 株式 につ

1 て \mathcal{O} 議決権を除き、 会社法 (平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の 規 定によ り 議 決権

を有するも \mathcal{O} とみなされる株式 に っつい 7 \mathcal{O} 議 決 権を含む。 以下この条に お ****\ て同 ľ をい . う。 以

 \mathcal{O} 条に お **,** \ 7 同 じ。) 0 百 分の 五 十を超える議 決 権 を直 接 又は 間 接 に保 有する 関 係

三 個人及びその親族が 法人の総株 主等の 議 決権 \mathcal{O} 百 分の五十を超える議決権を直 [接又は間接に保有する

場合における当該個人と当該法人との関係

兀 同 の 者 (その者が 個人である場合には、 その親族を含む。) によってその総株主等の 議決権 0 百 分

 \mathcal{O} 五. 十を超え る議 決権 を 直 接 又 は 間 接に保有される法 人相互の 関係 (第二号に掲げる関係に該当するも

のを除く。)

五. 発行 者が行う物 品 \mathcal{O} 給付又は役務の 提供と密接不可 分な 物品 の給付る 又は役務 \mathcal{O} 提供 を同 時 に 又は 連 続続

て行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係 (前各号に掲げる関係に該当するもの を除

2 前項第二号の場合において、 法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又

は間接に保有するかどうかの判定は、 次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

法 人が自己の名義をもって所有する他の法人の株式又は出資 (以下この項において「株式等」という。

に係る議 決権 (社債、 株式等 \mathcal{O} 振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第百 兀 干 七 条第 項

又は第百四十八条第一項(これら 規定を同法第二百二十八条第 一項、 第二百三十五条第一 項、 第二百

三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。) 0

規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含む。 次号において 「対象議決権

という。) が当該他 の法人の総株主等の議決権のうちに占める割合

法人の子法人 (当該法人がその 総株主等 \mathcal{O} 議決権 \mathcal{O} 百 分の 五十を超える対象議決権 に係る株式等を自

己 名義をもって所有している法 人をいう。 以下この号にお 1 て 同 ľ が 自 己 <u>_</u> 名義をもって所 有す

る前号に規定する他 の法人の株式等に係る対象 議決権 が 当該他 \mathcal{O} 法 人の 総株 主等 \dot{O} 議 決権のうちに占め

る割合 (当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合)

3 前 項 \mathcal{O} 規定 は、 第 項第三号及び第四号の 関係 の判定に つい

て準用する。

(適用除外となる前払式支払手段)

第四句 条 法第四条第一号に規定する政令で定めるものは、 第一 号から第三号までに掲げる証票その他の物

以下この条に おいて 証票等」という。 又は第四号に掲げる番号、 記号その他の符号とする。

一 乗車券、乗船券及び航空券

次に 揭 げ る施設 又 は 場 %所に係る る入場券 (通常入場券と併せて発行される遊 園 地 その 他 これ に 類する施

設の利用券を含む。)

1

映

画

演劇、

演芸、

音楽、

スポ

]

ツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、

又は聴かせる場所

口 競 馬場、 競 輪 場、 小型 自 動 車競走場 変 は モー タ] ボ 1 競 走場

美術 館 遊 袁 地 動 物 亰 博覧 会の 会場その 他不 -特定か つ多数 の者が入場する施設 文は 場所でこれ

らに類するもの

三 前 一号に 掲げる ŧ 0) 0) ほ か、 特定の施設又は 場 所 \mathcal{O} 利 用 に際 し発行される食券その他の証票等で、 当

該施設又は場所の利用者が通常使用することとされているもの

兀 前三号に掲げる証票等と同等 \bigcirc 機能を有する番号、 記号その 他 の符号 (その発行する者又は当該

発行

す る者が指定する者による利用者に対する物品の給付又は役務の提供が、 発行する者又は当該発行 する

者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者 の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を

通じて行われる場合に利用されるものを除く。)

2

3

法第四

条第四号に

法第四条第二号に規定する政令で定める一 定の期間 間 は、 六月とする。

規定する政令で定める法人は、

次に掲げる法人とする。

一 自動車検査独立行政法人

一 日本中央競馬会及び日本放送協会

三 港務局及び地方道路公社

4 法第四条第五号に規定する政令で定める前払式支払手段は、 次に掲げる前 払式支払手段とする。

専ら発 行 者の 従業員 (当該従業員と同 0 世 一帯に属する者を含む。 以下この号にお いて同じ。 に対

L て発行される第三者型前払式支払手段 (法第三条第五 項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。

)であって、専ら当該従業員が使用することとされているもの

- 次に掲げる者が発行する保健施 設、 福祉施設又は福祉事業に係る前払式支払手段
- イ 健康保険組合又は健康保険組合連合会
- 口 玉 家公務員 、共済組合、 国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合、 全国市町村職員共済組合

連合会又は日本私立学校振興・共済事業団

- ハ 厚生年金基金又は企業年金連合会
- 二 企業年金基金
- ホ イからニまでに掲げる者に類するものとして内閣府令で定める者
- 三 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校を設置する者 (国及び地方公共団

体を除く。 が専らその学生、 生徒若しくは児童又は職員 (以下この号におい --「学生等」という。)

に対して発行する前 払式支払手段 (専ら当該学生等が使用することとされているものに限る。) その他

これに準ずるものとして内閣府令で定める前払式支払手段

兀 前三号に掲げる前 払式支払手段 \mathcal{O} ほ か、 定 \mathcal{O} 職 域 内に 勤務する従業員又は当該従業員で あ った者

以下この号において

「従業員等」という。)

0)

福利厚生

 $\overline{\mathcal{O}}$

これらの者と同一の世帯に属する者を含む。

ため ら当該従業員等に対して発行する前払式支払手段 の売店その 他 の施設 (以下この号にお ζ) て 「福利厚生施設」 (当該従業員等の という。 福利厚生施設にお に係る事業を営む いて 0 み使用で ŧ 0) する が 専

こととされているものに限る。)その他これに類するものとして内閣府令で定める前

払式

支払手

法第四条第六号に規定する政令で定める前. 払式支払 手段は、 次に掲げる前 払式支払手段とする。

5

引 渡 割 ĺ 賦 若しく 販 売法 くは役務 韶 和三十六年法 \mathcal{O} 提 供 又は一 律 同 法第十 :第百 五. 十九号) 条に規定する前払式割 第二条第六項に 規 賦 定する前 販売に係 でる商 払 式 【特定1 品 \mathcal{O} 引 取 引に 渡 L 係 12 る商 お 1 て使 品 \mathcal{O}

用することとされている前払式支払手段

旅行業法 (昭和二十七 年法律第二百三十九号) 第二条第三項に規定する旅行業務に関する取引に お į١

7 発行され る 前 払式 支払 手段

純純 資 産 額 \mathcal{O} 下 ·限等)

第五 条 法 第十 · 条 第 項第二号イに規定する政令で定める金額は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当

該 各号に定める額とする。

法第十条第一項の登録申請者の発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲 が 一の市町村 東

京都 \mathcal{O} 特 別 区 \mathcal{O} 存する区域 及び 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第

項の指定都市にあっては、区。次号において同じ。)の 区域内である場合 千万円

法第十条第一項の登録申請者が次に掲げる基準のいずれにも該当する場合

1 般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利 活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二条第二

項に規定する特定非営利活動法 人 (以 下 「一般社団法 人等」という。)であること。

口 その定款に当該 登録 申 請 者 が 前 払式支 払 手段 \mathcal{O} 発行 \mathcal{O} 業務を行う旨及び当該登録 申 -請者 が 地 域経済

0) 活性化又は当該地域 O住民 相互の交流 の促進を図ることを目的とする旨の記載がされていること。

その発行する前払式支払手段の利用が可能な範囲が一の市町村及びこれに隣接する市町村の区 域内

であること。

= その発行する前払式支払手段 の未使用残高 (法第三条第一 項第一 号の前 払式支払手段に係る代 価 \mathcal{O}

弁済に充てることができる金額 及び 同項第二号の前 払式支払手段に係る給付 1又は提 供 を請求すること

が できる物品又は役務 \mathcal{O} 数量を金銭に換算し た金額 の合計額として内閣 府令で定めるところに ょ り算

出 した額をいう。) から法第十四条第一 項の規定により供託をした発行保証金の金額並びに法第十五

条及び第十六条第 一項 \hat{O} 規定により供 託 をしないことができる金額を控除 し た金額 に相当する金 額以

上 0) 金額 \mathcal{O} 預貯金が当該 |登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該 **感登録申** 請 者の

定める規則に記載されていること。

ホ その 発行する前 払式支払手段に当該 般社 団法・ 人等の貸借対照表及び損 益計算書又はこれに代わる

書面の閲覧の請求ができる旨の記載がされていること。

三 前二号に掲げる場合以外の場合 一億E

2

法第十条第 項第二号ロに規定する政令で定めるものは、 法律の規定 (金融庁長官が告示をもって定め

るものに限る。 により行政庁の認可を受けて設立される営利を目的としない法人であって、 その定款に

前払式支払手段 \mathcal{O} 発行 の業務を行う旨 の記載がされてい るものとする。

(供託が必要となる基準日未使用残高の最低額)

第六条 法 第十 匹 条第 項 に規定する 政 令で定め る額 は、 千万円とする。

(発行保証金保全契約の内容となるべき事項)

第七条 法第十四条第 一項の 発行保証金につき供託をすべき前払式支払手段発行者が締結する発行保証

金保

全契約 (法第十五条 に規定する発行 保 証 金保全契約をいう。 以下この条、 次条第二項第二号及び第十一条

第二項におい て同じ。)は、 次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

当該 発行 保証 金保全契約 の相 手方が次に掲げる場合に該当することとなったときは、 当該 相手方が **当**

該 前 払式支払 手段発行者 \mathcal{O} ためにそれぞれ次に規定する金融庁 長 官の 命令に係る額の 発 行 保 証 金を供 託

する旨を当該前払式支払手段発行者に約していること。

1 当該 発 行 保証 金 保 全契 約 に係 ぶる法第-十五 条の 規定による届 出 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 翌 日 以 後 次の 基 準 日 (法第三条

第二 頃に規定する基準 日をいう。 以下この号及び第九条にお į١ て同じ。 0) 翌日から二月 を経過する

日 (その 日前に当該次の基準 日に係る法第十五条の規定による届出があったときは、 その 届 出 0 日

までの 間 に、 当該 発行 保証, 金保全契約 の相 手方が法第十七条の規定による金融庁長官 \mathcal{O} 命令を受けた

場合

口 当 該 前 払 式支払 手 段 発 行者 が イに規定する次 \mathcal{O} 基 準 日 0 翌 日 か ら二月 以内 12 当該 次 0 基 準 日 に 係 る

法 第 十四四 条第 項 0 発行 保 証 金につき供 託 (発行 保 証 金保全契約 0 締 結 及び 発行保 証 金信 託 契約 法

第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約をいう。 第十一条第二項において同じ。 に基づく信

託 を含む。) をしなかった場合において、 当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の 規定によ

る金融庁長官の命令を受けたとき。

金融庁長官の承認を受けた場合を除き、 当該発行保証金保全契約の全部又は 一部を解除することがで

きないこと。

第八条

法第十

五

条に規定する政令で定める要件

は、

銀行法

(昭 和 五.

十六

年法律第五十九号)

第十四

条

(発行保証 証 金 保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

その 他これに類する他 の法令の規定に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な自己資本の状況に

あ る旨の区分に該当することとする。

2 法第十五条に規定する政令で定める者は、 次の各号に掲げる者とする。

保険 業法 (平成七 年法 1律第百 五号)第百三十条に規定する基準を勘案して内 閣 府令 で定め る健全な保

険 金等 \mathcal{O} 支払能力 \mathcal{O} 充実 \mathcal{O} 状況にある旨の区 分に該当する保険会社 その 他 \mathcal{O} 内 閣 府 令で定め る者

割 賦 販 売法第三十 -五条の 四第一 項に規定する指定を受けた者で、 当該発行 保 証金保全契約に係る事業

に つき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者

(発行 保 証 金 \mathcal{O} 取 戻 しが できる場合 \mathcal{O} 区 一分及び 取 戻 可 能 三額等)

第九条 法第 + 四条第 項若しくは第二 項又は第十 七 条の 規定により発行保証金 (法第十四条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

に ょ り 供 託 した債券 同 項に規定する内 閣 府令で定める債券をいう。 第十 条第八項に お V) て 同 ľ を

含む。 以下この条及び第十一 条第 五項にお *(*) て同じ。 を供託した者又はその 承 継 人 (以下この 条に お 1

て 供 託 者 と総称り する。) は 次 \mathcal{O} 各号 に 掲げ る場合に該当することとなったときは 金 融 庁 長 官 \mathcal{O} 承

認 を受け て、 当該 各号に定め る 額 \mathcal{O} 発 行 保 証 金を 次 \mathcal{O} 基 準 日 ま で に取 り戻すことができる。

基 準 日 に お いて 基準 日 L 未 使 用 残 高 (法第三条第二 |項に規定する基準 日未使用残高をいう。 が 千 万円

以下となった場合 供託した発行保証金の全額

+ 基 应 項 E 準 条 · 規 第 日 定す 12 項 係る法第二十三条第一 る発行 に規 定す 保 る 証 要 金 供 \mathcal{O} 額 託 額 を を V) 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ *(*) う。 う。 報 告 以 下 書 を超えてい <u>.</u> \mathcal{O} 提 0 条 出 に \mathcal{O} お 日 る場合 ** \ \mathcal{O} 7 翌日に 同 ľ 当該 お け こる発行に 超 が え 基 7 淮 1 保 日 る に 証 金 おけ 金の 額 る 額 要供 法 第十一 託 額 匝 法 条第 第

三 実行 法 第三十 の手続が終了 条 第 した場合であって、 項 \hat{O} 権 利 (以下この号、 当該権利 次号、 の実行の手続が終了 第三項及び 第 + i 条に た日に お お 1 ける未使用 て 「 権 利 残高 という。 (当該権 0

利 た額 弁 できる物 済に充てることができる金額及び同 0 をいう。 実行 行 保 品 0 又は 手 証 続が 次号に、 金 役務の数 終 額 お 了し カ ら当該 () て 同 した 日 量を金銭 ις • に 権利 お 以に換算 , , てな 実 が千万円以下であるとき 項第一 行 L お存する法第三条第一 手 た金 二号の 続 に 額 要 前払式支払手段に係る給付 \mathcal{O} 合計 した費用 額として内閣府令で定めるところにより算 項第一 当 該 額 を控除 権 号 の 利 \mathcal{O} 前 実 残 行 又は 払 式支払る 額 \mathcal{O} 手続 提供、 手段に が を請求することが 終了した日 係 る代 出 に 価 お \mathcal{O}

兀 行 が 千 権 \mathcal{O} 手 万円 利 続に \mathcal{O} 実 を超えるとき 要した費用 行 \mathcal{O} 手 続 が 終了し \mathcal{O} 当該: 額及び当該 た場 権 利 %合であ 0 実行 権利 って、 の手 の実行の手続が終了した日における未使用残高 続が終了し 当該 権 利 た日に \mathcal{O} 実 行 お \mathcal{O} ける発行保 手 続 が 終 了 証 金 た 0 日 額 に か お ら当 け の二分の 、る未使品 該 権 用 利 0) \mathcal{O} 残 実 高 額

け

る

発

0

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

L

た

2 法第十 八 条第四 号に規定する政令で定める場合は、 法第二十条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ 6る払 戻 O手 続 が 終了

を控除

L

た

残

額

た場合とし、

供

託

者

は、

次

 \mathcal{O}

各号に

· 掲 げ

る

場

合

 \mathcal{O}

1

ず

れ

か

に該当することとなったときは、

金融

庁

長

官

 \mathcal{O} 承 認を受けて、 当 該各号に . 定 8 る 額 \mathcal{O} 発行保 証 金 を次の 基 準 日 までに取り戻すことができる。

当該 払戻 しの手続が終了した日 に おける未使用残高 (当該払戻し の手続が終了した日においてなお存

する法第三条第一 項第一号の前 払 式支払手段に係る代価 \mathcal{O} 弁済に充てることができる金額及び 同 項 第二

号の 前 払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算 した

金 額 \mathcal{O} 合計 額として内閣府令で定めるところにより算出 した額をいう。 次号に お いて同じ。 が 千 万円

以下であるとき 当該 払 戻 ĺ の手続が が終了した日におけ る 発行! ·保証: 金 \mathcal{O} 全額

L た 日 に お け る 発 行 保 証 金 \mathcal{O} 額 か :ら当該 払 戻 \mathcal{O} 手 続 が 終 了し た 日 に お け る未 使 用 残 高 *の* 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 額

を控除した残額

当該

払

戻

L

O

手

続

が

終了

した

日

に

お

け

る未

使

用

残

高

が

千

万 円

を超

えるとき

当

該

払

戻

ĺ

O

手続

が

終了

3

供 託 者 は、 その発行保証金について法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が行わ れている間 及び

権 利 の実 行 \mathcal{O} 手 続が 行 わ れてい る間 は、 前二項 の規定にか かわらず、 当該発行保 証金を取り戻すことがで

きない。

(権利実行事務代行者となる資格を有する者

第十条 法第三十一条第三項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者とする。

一銀行等

- 信 託 会社
- 三 当 該 前 払式支払手段発行者について破産手続が開始された場合における破産管財 人
- 兀 当該 前 払式支払手段発行者につい て更生手続が 開始された場合における管財

て管財 人が 選 任され て 1 る場合に 限 る。)

五.

当該

前

払式支払手段発行者

E

つ

, \

て再生手

,続が開か

始された場合における管財

人

(当

該

再生手続

に

お

į١

発行 保 証 金 に 係 る 権 利 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手 続

第十一条 前 払 式 文 払手 段の 保有者は、 その保 有する前払式支払手段 (既に法第二十条第 項 (T) 規定による

払 戻 ĺ の手続が終了 L たもの 及び 権 利の 実 行 \mathcal{O} 手 ·続が終了したものを除く。) に 関 Ļ 金融庁長官に 対

て、 その 権 利 \mathcal{O} 実行 の申立てをすることができる。

2 金 融 庁 長 官 は 法第三十一条第二 項 \mathcal{O} 規定 による公示をしたときは、 その旨 を 前項の 申 立てをした者

以 下 \mathcal{O} 条 に お 1 --「申立人」 という。 及び 当 該 前 払 式支 入払 手段 ・ を発行 た 前 払 式 支 払 手 段 発 行 者 (当

該 前 払 式 支払 手段発行 者が 発行 保 証 金保全契約 又 には 発行 保 証 金信 託 契約 を締 結 7 1 る 場 合に あ 0 7 は、

当該 前 払式支払手段発行者及びこれらの契約 の相 手方。 第四 項及び第五項におい て同じ。 に 通 知 L なけ

ればならない。

3 法 第三十一 条第二項の規定による公示があ った後は、 申立人がその申立てを取り下げた場合にお 1 ても

、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

4 金融 庁 長 官 は 法第三十一条第二 項 \mathcal{O} 期 間 が 経 過 した後、 遅滞, なく、 権 利 0 調 査 を行 わ なけ れば、 ならな

\ \ \ \mathcal{O} 場 合 に お 7 て、 金 融庁 長 官 は あ 5 カ ľ \otimes 期 日 及 び 場 所 を公示 Ļ カン つ、 当 該 前 払 式 支 払 手 段

発 行 者 に 通 知 L て、 申 <u>\frac{1}{1}</u> 人、 当 該 期 間 内 12 債 権 \mathcal{O} 申 出 をし た 者及 び 当該 前 払 式 支 払 手 段 発 行 ||者に 対 権

利 \mathcal{O} 存 否及び その権利によっ て担保され る債 権 \mathcal{O} 額に 0 7 て証拠を提示し、 及び 意見を述べる機会を与え

なければならない。

5 金 融 庁 長官 は、 前 項 \bigcirc 規定による調 査 の結果に基づき、 法第三十一条第二項 \mathcal{O} 期間 \mathcal{O} 末 日 までに供 託 さ

れ た 発 行 保 証 金 に 0 ** \ て、 遅滞 なく、 配当表を作成し、これを公示し、 か つ、 当 該 前 払 式 支払 手段 発 行 者

に通知しなければならない。

6 配 当 は 前 項 \mathcal{O} 規定 に よる公示をした日 か 5 人 + 日 を経過 L た後、 配当 表 に従 1 実施、 するものとする。

7 金 融庁 長官 は 前払式支払手段発行者の営業所又は事 務所の 所在地 を確知できないときは、 第二項、 第

四項 及び第一 五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による当該: 前 払式支払手段発行者 1への通 知をすることを要しな

8 金 融 庁長官は、 債券が供託されて 1 る場合において、 権利の実行に必要があるときは、 これを換価 する

ことができる。 この 場合において、 換価 の費用は、 換価代金から控除 する。

9 第五 項及び第六項 の場合にお *(*) て、 金融 庁 長官は、 第五 項に規定する発行 保 証 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 か ら法第三十一条

第二 項に規 定する公示 の費 用、 同 条 **第三項** に 規定する権 利 実 行事 務代行 者 \mathcal{O} 報 酬 そ 0 他 \mathcal{O} 発行 保 証 金 \mathcal{O} 還

当表に従い配当を実施することができる。

付

 \mathcal{O}

手

続

に必

要な費用

(前

項の換

価

 \mathcal{O}

費用

を除

 \mathcal{O}

額を控除

L

た額に

つい

て配当表

を作

成

当

該

配

(供託義務の免除される銀行等が満たすべき要件等)

第十二条 法第三十五条に規定する政令で定める要件は、 第八条第一 項に規定する要件とする。

2 法第三十五条に規定する政令で定める者は、 第八条第二 一項第一 号に掲げる者とする。

第三章 資金移動

(資 金移動業 \mathcal{O} 登録 が 取 り消された法 人の 取 締役等で あっ た者に準ずる者

第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、 次に掲げる者とする。

お 7 法 て、 人が その 法 第 取 八十二条第 消 L 0) 日 前三十 項又は 日 第二項 以内にその法人の取 \mathcal{O} 規定により 締役、 法 第六十 執行役、 匹 条第 会計参与、 項 \mathcal{O} 免 許 監査 を取り 役、 り消され 理 事 文は た場 監 合に 事

で

あった者でその

取消

L

0)

日

から五

年を経過し

な

7

者

だし 兀 第 n 法 第 十七 消 法 書の され、 項 人が 五. 条第二 十二条 0 許 認 銀 可 可 同 行法第二十七条若 を取 項の · を 取 法第 \mathcal{O} + 五. 五. 規定によ り消された場合において、 り消され、 十二条 第 項 り取り の三十 \mathcal{O} 又は 規 しくは第二十八条の 締役とみなされる日本に 定 同 匹 に 法第 より 第 同 五. 項 法 十二条の \mathcal{O} その取 第 規定に、 五. 規定により 十二条の より 消 五. ï 十六第一 お 0 同 ける代表者を含む。)、 日前三十日以内にその法 九 法 第 第 同法第四 項の規定に 五. 十二条 項 若 条第一 しくは \mathcal{O} より 十七 項 第 同 \bigcirc 第 法第 免許、 項 項 若 執 人の ただ 行 を取 五. 役、 十二条 取 しくは L 書 締 り消され、 会計参与、 役 \mathcal{O} 第三 認 の三十六 (同 可 法 項 を 第 た 取 同

三 条 若 法 人 Š が は 長 第二十 期 信 用 八条の 銀 行 法 規定に 昭昭 和二十 より 長期 七年 法 信 律 用 第 銀 行 百 法第四 八 + Ė 号) 条第 第十 項 0) 七 免 条 許 に を取 お 1 て ŋ 、消され、 潍 用す る 銀 同 行法第二十七 法 第十 七 条に

監査

役又は

これらに準ずる者であ

2

た者でその

取

消

しの

日

か

5

五.

年を経る

過

L

な

11

者

お

7

て準用する銀行法第五十二条の十五第

項の規定により長期信

用銀行法第十六条の二の二第一

項若

第十六 れ 第 こくは 項 又 条 第二 は 0 規定に 同 \mathcal{O} 項 法 五. 第十 くただ 第 より長期 項 七 L 条に 書 \mathcal{O} 許 \mathcal{O} 信 お 可 認 を取 用 7 可 て準 銀 を ŋ 行 取 、消され、 法第十一 甪 ŋ する銀 消 され、 た場合に 六条の二の 行法第五 同 法 第 お 十二条 十七 ** \ 兀 て、 第 条 項若 その \mathcal{O} 12 五. お 十六第 取 しくは第三項 1 消 て準 L 0 用 項 す 日 前三十 Ź 0 ただ 銀 規定により 行 日以内 し書 法第 五. \mathcal{O} にそ 長期 十 二 認 可 $\overline{\mathcal{O}}$ を取 条 信 法 用 の 三 銀 人 ŋ \mathcal{O} 消 + 行 取 3 加 法

締

役、

執

行

役、

会計

参

与

又

は

監

査

役

であ

0

た者でその

取

消

し

0

日

か

5

五.

年

を経

過

L

な

1

者

兀 第五 項 一十七条若 O法 項に 許 人 が 可 を お 信 取 1 L 用 て準 くは第二十八条の ŋ 金庫 消 され 用 法 する銀行法第五 昭昭 た場合に 和 二十 お 規定により 六 V > 年 て、 十二条 法 律 そ 第 信 \mathcal{O} \mathcal{O} 二百三十八号) 取 五. 用 十六第 消 金庫 L 法第四 \mathcal{O} 日 前 項 三十 \mathcal{O} 条 第 規定 \mathcal{O} 八 + 日 免 以 に 許 九 内 を取 より信用 条 にその 第 り消 項 法 さ に 金 ħ 人の 庫 お 法第 1 理 又 7 事 八 は 潍 十五 用 又 同 は 法 す 監 条 る 第 の 二 銀 事 八 + で 行 第 あ 九 法 つ 条 第

五. 取 ŋ 労 法 り 働 消 人 され が 金 庫 労 法第八十九条の三第一 働 又 金 は 庫 法 同 法 昭昭 第 九 和 + <u>一</u> 十 匹 八 条 項 第 年 $\widehat{\mathcal{O}}$ 三項 法 許 律 第 可 に , を 取 お 二百二十七号) 1 り消され て 準 用 す 、る銀行 た場合にお 第 九 法 + 第 五 いて、 五. 条 十二条 \mathcal{O} 規 その 定 に \mathcal{O} 取 ょ 五 消 十六 ŋ 同 L 第 法 \mathcal{O} 第六 日 項 前 条 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 日 定 免 以内 許 に ょ を

た者

っでそ

 \mathcal{O}

取

消

L

 \mathcal{O}

日

か

5

五.

年を

経

過

L

な

1

者

にそ \mathcal{O} 法 人 \mathcal{O} 理 事 又 は 監 事 で あ 0 た者でその 取 消 し \mathcal{O} 日 カゝ 5 五. 年を経る 過 L な 7 者

六 法 人が 中 小 企業等協 同 組 合法 昭昭 和二十 匹 年 法 律第 百 八 十 一 号) 第百六条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ 6り解: 散 を

命 ぜ 5 れ、 若 しく は 協同 組 合による金融 事 業に 関 する法律 (昭 和 <u>-</u> 十 -四年 -法律 第百八十三号) 第六

項に お 7 7 準 申す る銀 行 法第二十七条若 しくは第二十 八 条の 規 定に ょ ŋ 協 同 組 合に、 ょ る金 融 事 業 に 関

す る法 律 第 条 \mathcal{O} 認 可 を 取 り 消 され 又 は 同 法 第六章 条 \mathcal{O} 五. 第 項 12 お 1 7 準 用 す る銀 行 法 第 五 + = = 条 0

五. 十六 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 協 同 組 合に ょ る 金 融 事 業 に 関 す る 法 律 第 六 条 \mathcal{O} \equiv 第 項 \mathcal{O} 許 可 を 取 ŋ 消 され

た場合に お 1 て、 そ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 (解散 命 令 . D 場合に、 あ 0 て は 当該. 解散 命 令 が なさ れ た 日。 以 下 この

号 か ら第九号までに お 1 て同 r. 前三十二 日以内にその法 人の 理事 又は監事 で あ 0 た者でその 取 消 \mathcal{O}

日から五年を経過しない者

七 法 人 が 農業 協 同 組 合法 (昭 和二十二年法律第百三十二号) 第九· 十二条 \mathcal{O} 兀 第 項に お 1 て 潍 用 す る銀

行 法 第 五. 十 二 条 \mathcal{O} 五. 十六 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り 農 (業協) 同 組 合法 第 九 十 二 条 \mathcal{O} 第 項 \mathcal{O} 許 可 を 取 り 消 さ \bar{h}

又 は 同 法 第 九 + 五. 条 の 二 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 農 業 協 同 組 合若 しく は 農 業 協 同 組 合 連 合 会が 解 散 を 命 ぜ 5 れ た

場 合にお いて、 その 取 消 L <u>,</u> 日 前三十日以内 にその法 人の 理事 又 は 監事 であ 0 た者でその取 消 L \mathcal{O} 日 か

ら五年を経過しない者

八 す る銀 法 人が 行 法第五 水 産 業協 十二条の五十六第 同 組 合法 昭昭 和二十三年法律第二百四十二号) 項の 規定により水 産業協同 組 第百二十一条 合法第百二十 \mathcal{O} 条 兀 第 の <u>-</u> 第 項に 項 お 7 \mathcal{O} て 許 準 可 を 甪

取 り /消され、 又 は 同 法第百二十四 条 の <u>-</u> の 規定により 漁 業 協 同 組 合、 漁業 協 同 組 合連合会、 水 産 加 工 業

協 同 組 合若 L Š は 水 産 加 工 業 協 同 組 合連 合 会 が 解散 を 命 ぜら れ た 場 一合に お 1 て、 そ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 前

日 以 内 に そ \mathcal{O} 法 人 \mathcal{O} 理 事 又 は 監 事 で あ 0 た者でそ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 か ら 五. 年 を 経 過 L な 11 者

九 法 人が農林 中 ·央金· 庫法 平 成十三年法律第九十三号) 第九 + 五 条 \mathcal{O} 兀 第 項 E お 1 て 準 用 す る銀行 法

第五 十二条 \mathcal{O} 五. 十六 第一 項の規定により農林中 -央金庫: 法第九 十五 一条の二 第 項 \mathcal{O} 許 可 を取 ŋ 消 され、 又

は 同 法 第 八十六条 \mathcal{O} 規定に より 解 散 を命べ ぜら ħ た場合に お 1 て、 その 取 消 L \mathcal{O} 日 前三十 日 以 内にそ 0) 法

人 \mathcal{O} 理 事、 経 営管 理 委員 又 は 監 事 で あ 0 た者でそ \mathcal{O} 取 消 し \mathcal{O} 日 か 5 五. 年 を 経過 L な 1 者

+ 法 人 が 株 式 会社 商 工 組 合 中 央 金 庫 法 平 成 + 九 年 法 律 第 七 + 兀 号) 第 十三 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 同 法

第八 条第 項 又は 第 二項 ただ L 書 \mathcal{O} 認 可 を 取 り 消 さ れ た場合に お **(**) て、 そ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 前 + 日 以 内 に

そ <u>0</u> 法 人の 取 締役、 執行役、 会計 参与又は監査役であった者でその取消 しの 日 か ら五年を経過 しな \ \ 者

十· 一 組 に 合中 よる金 法 央 人が 金 融 庫 事 法 業に関う 法に相当する外国 銀行 ける法 法、 長 期 律 信 農業協同 \mathcal{O} 用 法令の 銀 行 同 法 規定により当該 組 合法、 信 用 金 水産 庫 法、 業協 労 外国にお 働 同 組 金 合 庫 法 いて受けてい 法、 中 林 小 中 企業等 央金 る第 庫 協 法 同 号 又 組 か は 合法、 株 ら前号ま 式 会社 協 同 でに 組 商 合 工

規 定する免許 許 可 若しく は 認 口 と同 種 類 \mathcal{O} 免 許 許 可 若 しく は 認可 (当該 免 許 許 口 若し Š は 認 可 に

類するそ 0 他 \mathcal{O} 行 政 処分を含む。 以 下この号 に お 1 7 同 ľ を 取 Ŋ 消 され、 若 しく は 当該 免 許 許 口

若 Š は 認 可 \mathcal{O} 更 新 を拒 否され、 又 は 解 散 を 命 ぜ 5 れ た場 合に お 1 て、 そ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 **(解** 散 命 令 \mathcal{O} 場

合に あって は **当該** 解 散 命令が、 なさ れ た日とし、 更新 0) 拒 否の場合に . あ 0 7 は当該 更新 \mathcal{O} 拒 否 \mathcal{O} 処分が な

監査 され 一役又はこれらに準ずる者であ た日とする。 以下この号に お 0 **,** \ た者でその て同じ。) 前三十 取 消 しの H 以内にその法 か ら五年を経 人 過 \mathcal{O} しな 取 締 1 役、 者 執 行 役、 参与、

日

銀 行 法 第五 十二条の + 五. 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り 同 法 第 五. 十 二 条 \mathcal{O} 九 第 項若 L くは 第 二項ただ L 書 \mathcal{O}

認 口 を 取 1) 消 され た 場 合、 長 期 信 用 銀 行 法 第 + 七 条 12 お 1 て準 用 す る 銀 行 法 第 五 十 二 条 \mathcal{O} + 五. 第 項 \mathcal{O}

規 定 に ょ n 長 期 信 用 銀行 法 第 + 六 条の二の二第一 項若しくは 第二 項 ただだ L 書 \mathcal{O} 認 可 を 取 ŋ 消 さ れ た 場合

又 は 株式会社 商 工 組合中 央金庫法第十三条第一 項の規定により同法第八条第一 項若しくは第二項ただし

書 \mathcal{O} 認 可 を 取 り 消 され た場 合に お 1 て、 そ \mathcal{O} 取 消 し \mathcal{O} 日 カゝ 5 五. 年を経 過 L な 1 者

十三 た場 \mathcal{O} に 事 V) れ す 信 条 労 る 許 業 た場 用 お 合 条 銀 \mathcal{O} 1 に 働 銀 銀 可 五. を て 関 行 行 行 \mathcal{O} 金 合、 取 準 す 五. 法 長期 法 庫 法 + 第五 第十六 る 第 法 労 六 用 第 n 消 法 第 第 信 す 働 五. 律 項 る 十 二 十二条の さ 八 用 金 銀 第 に + 条 銀 項 れ 庫 六条 行法 条 \mathcal{O} た場 行 お 九 \mathcal{O} 法 法 条 第 \mathcal{O} 五. 規 1 第十一 五 合 の 三 7 第 定 第 五 \mathcal{O} 九 準 \equiv 一十六次 十六 に + 五. 第 第 項 十二条 七 用 ょ 水 几 第 す 産 第 条 V) \mathcal{O} 条 る銀行 業 項 項 許 に 第 水 項 項 協 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} お 産 可 許 許 を 業 同 五 項 \mathcal{O} 1 0 十六 協 組 可 法 規 取 7 規 可 に を取 第五 を 定 ŋ 準 定 同 合 お 消され、 法 第 取 に に 用 組 1 十二条 する銀 7 合 第 ŋ n ょ ょ 消 消 ŋ 百二十 項 法 準 ŋ 同 信 た場 第 さ さ 用 \mathcal{O} 百二十 規 れ 0 行 法 れ す 用 第五 法第 た 合 定 た 五. る 金 場合、 場 条 十六 に 銀 庫 合 ょ 信 十二条の三十六 \mathcal{O} 法 五. 行 十二条 条 第 n 第 用 兀 法 農業 農業 協 \mathcal{O} 第 第 金 八 項 庫 + 同 五. 第 十 二 \mathcal{O} 法 項 協 協 \mathcal{O} 組 五. 規 第 に 合 条 同 同 五. 条 十六 定 に の 二 八 項 組 組 お に ょ + 第 合 合 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 る金融 法第-法 ょ 第 九 第 7 許 五. 第九 り 十六 条第 項 潍 可 協 項 九 項 0 を 用 十二条 十二条 事 第 五. 許 取 す 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 組 業 許 項 規 る ŋ 可 定 ' を 取 に に 合に 消 銀 項 口 さ 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 関 \mathcal{O} を お に り消 よる す 規 取 れ 兀 7 ょ 法 第 第 る て た 第 定 n n 消 され 場 法 潍 長 金 12 五 合 甪 十 項 項 ょ さ 期 融 律

又

は

農林

中

央金庫法第九

+

五.

条

 \mathcal{O}

兀

第

項に

お

7

て

準

用する銀行法第五

十二条

 \mathcal{O}

五

+

六

第

項

 \mathcal{O}

規

定に

ょ ŋ 農 林 中 央 (金庫: 法第九十五条の二第一項の許可を取 り消された場合にお いて、 その 取 消 0 日 か ら五

年を経過しない者

十四四 銀 行 法 に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の 九第 項

若しく は第二項ただし書若しくは 同 法第五十二条の三十六第一 項と同じ 種 類 0 認 可 若しく は 許 口 を取 り 消

され、 又 は 当 該 認 可若 しくは 許 可 \mathcal{O} 更新 を拒否された場合に お 7 て、 その 取 消 L 0 日 更 新 \mathcal{O} 拒 否 \mathcal{O} 場

合に あ って は 当 該 更新 \mathcal{O} 拒 否 \mathcal{O} 処 分が なされ、 た 日) か 5 五 年 を 経 過 L な 1 者

規定に

より

解任

を命ぜ

5

ħ

た 取

締役、

執行役、

会計

参

十五

法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の

与若しくは監査役又は理事 若 しくは監事 であって、 その処分を受けた日 か ら五年を経 過 しな 7 者

十六 銀 行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一 項の規定に より解任を命ぜら れ た取 締 役 同 法

第四 十 七 条第二項 \mathcal{O} 規定により 取 締役とみなされる 日 本 に お ける代表者を含む。 執 行役、 会計 参与

若 < は 監 査 役 又 は 同 法 第 五. 十二条 \mathcal{O} 五. 十六第二項 \mathcal{O} 規定により解 任を命ず ぜられた役員であって、 その

処分を受けた日から五年を経過しない者

十七 長期 信 用銀行法第十七条に お いて準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第 項の

規 定 に ょ ŋ 解 任を 命ぜら ħ た取り 締 役、 執行役、 会計 :参与若, しく は 監査 一役又は 長 期 信 用 銀 行 法第十七 条に

お V 7 準 用 する銀行法第五 十二条の五十六第二 項の規定により解任を命ぜられた役員であって、 そ \mathcal{O} 処

分を受けた日から五年を経過しない者

十八 信 用 金 庫 法第 八 十九九 条第一 項 E おい て準 用する銀 行法第二十七条の 規定により 解 任 を命ぜられ た理

事 若 しく は 監 事 又 は 信 用 金 庫 法 第 八 十九 条 第三 項 E お 1 て 潍 甪 す る銀 行 法 第五 十二条 \mathcal{O} 五. + -六第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規 定に より 解 任 を 命 ぜ 5 れ た役員 で あって、 そ \mathcal{O} 処分を受け た 日 か 5 五. 年 を経 過 しな 1 者

十九 労働 金 庫 法第 九十五 条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 改任を命ぜられた理事 若 L < は 監事 文は 同 法 第 九十 四条

第三項 に お 7 、て準用、 する銀行法第五 十二条の五 十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であ って

その処分を受けた日から五年を経過しない者

<u>二</u> 十 協 同 組 合によ る 金融 事 業 に 関 はする法 律 第六 条第 項に お 1 て準 甪 パする銀行 行 法第二十七 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ

V) 解 任 を 命 ぜ 5 れ た 理 事 若 L Š は 監 事 又 は 協 同 組 合に よる金 融 事 業に . 関 す る法 律 第六 条 \mathcal{O} 五. 第 項 に お

1 7 準 用 す ,る銀行 法第五 十二条 O五. 十六第 二項 O規定に より 解 任を命ぜられた役員であって、 その 処分

を受けた日から五年を経過しない者

<u>一</u> 農業: 協 同 組 合法第九十二条 (T) 兀 第 項 E お 1 て 準 用 するに 銀 行法第一 五. 十二条 \mathcal{O} 五. 十六第二 項 \mathcal{O} 規 定

に ょ り解 任 を 命ぜられた役員又は農業協 同 組 合法第九十 五条第二項の 規定により改選を命ぜら \bar{h} た役員

であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二 十 二 水産 業 協 同 組 合法第百二十 条 \mathcal{O} 兀 第 項に、 お ١ 7 準 一用す る銀行法第五 十二条の 五十六第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規 定 12 ょ り 解 任を 命 ぜ 5 れ た役員又 は 水 産 業 協 同 組 合法 第 百二十 兀 条第一 項 0 規 定 に ょ り改 選 を 命 ぜ 5

れ た役員で あ つて、 その 処分を受け た 日 か ら 五. 年 を 経 過 L な 1 者

十三 農林 中 央金庫法第九 十五 条 \mathcal{O} 兀 第 項に お ****\ て準 用 する銀 行法第五十二条の五十六第二項 0)

に ょ り解 任を 命ぜら、 れた役員又は 農林中 -央金庫 法第 八 十六 条の 規定に より解任 立を命ぜ られ た理事、 経営

管理委員若 しくは監 事 であって、 その処分を受けた日 から 五年 -を経 過 L な 1 者

一 十 四 株式· 会社 商 工 組 合中 -央金 庫 法 第六 + 条 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 解 任 を 命 ぜ 5 れ た取 締 役、 執 行 役、 会計 参与

又 は 監 査 役 で あっ て、 そ \mathcal{O} 処 分を受け た 日 か 5 五. 年 を 経 過 し な 1 者

二十五 法、 銀 公行法、 長期 信 用 銀 行 法、 信 用 金 庫 法 労働 金 庫 法 中 小 企業等協 同 組 合 法、 協 同 組 合 に ょ

る金 |融事業に 関する法律、 農業協 同 組合法、 水産業協 同 組 合法、 農林 中央金庫法又は株式会社 商 工 組 合

規定

中 -央金 庫 法に相当する外国 |の法令 . (T) 規定により 解任を命ぜられた取 締役、 執行! 役、 会計参与、 監査役又

はこれらに準ずる者であって、 その処分を受けた日から五年を経過しない 者

最低要履行 保証 額

第十四 条 法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、 千万円とする。

(履行 保 証 金保 全契約 の内 容となるべ き事 項

第十五 条 法第四 十三条第 項 \mathcal{O} 履 行 保 証 金 に つき供託 をすべ き資 金 移動 野業者がな 締 結する履 行 保 証 金保

約 法 第四 + 匹 条に規定する履行保証金保全契約をいう。 以下この条及び第十九条第二項において同じ。

は、 次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

該 当該! 資 金 履行 移 業 保 者の 証 金保全契約 ため にそれぞれ次に規定する金融庁 \mathcal{O} 相 手 方が次に掲げる場合に該当することとなったときは、 長官の 命令に係る額 の履 行保証4 金 当該 を供 託 相手方が

ける旨を

当 該 資 金移 動 業者 に 約 してい ること。

動

1 当該 履 行 保証 金保全契約 に係る法第四 十四四 一条の届 出 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 翌. 日 以 後次 \mathcal{O} 基 準 白 (法第四十三条第

項に規定する基準日をいう。 以下この号及び第十七条において同じ。) から一 週間、 を経過する日 (そ

全契

 \mathcal{O} 日前 に . 当 該次 の基準 日に係る法第四十 兀 条 \mathcal{O} 届 出が あったときは、 その届 出 田の日) までの 間 に、 当

該 履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による金融庁長官の命令を受けた場合

口 当 ī該資· 金移動業者がイに規定する次の基準 日から一 週間以内に当該次の基準 日に係る法第四十三条

第 項 0 履 行保 証 金につき供託 (履行保証 金保全契約 の締結及び 履行保証 金信託契約 法 (第四· 十五 条

第 項 に 規 定する履行 保 証 金信 託 契約 を ١ ر う。 第十九 条第二項に お į, て同じ。 に基 づく信託 を含む。

を L な カゝ 0 た場合にお いて、 当該履行保 証 金保 全契約の 相 手 方が 法第四十六条の 規定による金 融庁

長官の命令を受けたとき。

金融庁長官の承認を受けた場合を除き、 当該履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することがで

きないこと。

履行保証 金保全契約を締結することができる銀行等が 満たすべき要件等)

第十六条 法第四 十四四 条に規定する政令で定める要件 は 銀行法第十四 条の二その他 これ に類す る他 0 法令

 \mathcal{O} 規定に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当すること

とする。

2

法第四十四 条に規定する政令で定める者は、 保険業法第百三十条に規定する基準 を勘案して 内閣: 府 令で

定め る健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他 の内 閣府令で定

める者とする。

履行保証 金 \mathcal{O} 取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七 条 法第四 十三条第 項又は第四 十六 条 \mathcal{O} 規 定に より履行保 証 金 (法第四 十三条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定によ ŋ

供 託 た 債券 (同 項 に 規定する内 閣 府 令で定 8 る債 券をいう。 第十 九条第八項に お いて同 を含

以下この条及び第十 九条第五項に お いて同じ。) を供託した者又はその 承継人 (第三項に おいて 供 託 者

と総称する。) は、 次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、 金融庁長官の承認を受け Ź

当該各号に定める額 の履行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

基準 日 に お け いる要供 託 額 (法第四十三条第 項に規定する要供 託 額をいう。 が、 その直 前 \mathcal{O} 基 準 日

に お け る履 行 保 証 金 \mathcal{O} 額と保 全 金 額 (法第 匹 + 应 _ 条 に規定する保 全 金額をいう。 \mathcal{O} 合計 額を下回 る場

合 当 該 履 行 保証 金 0 額 \mathcal{O} 範 囲 内 に おい て、 そ 0) 下 口 る額に達するまで \mathcal{O} 額

法第五· 十九条第 一項の権利 (以下この号、 第三項及び第十九条において 「権利」という。) の実行の

手 ,続 が終了し た場合 供託 した履行 行 保 証 金の 額 か 5 権利の実行 の手続に要した費用を控除 た残額

三 次項に定める場合 供託した履行保証金の全額

2 法第四十七条第三号に規定する政令で定める場合は、 資金移動業者が法第六十一条第三項の規定による

公告 事 業譲 渡、 合併又は会社分割その 他 0 事 由 による当該業務 0 承継に係る公告を除く。 をし、 か 0

知 れ 7 1 る債 権者 に は、 各別 にこれを通 知 した場合であって、 次 0 各号の いずれ かに該当するときとす

る。

その行う為替取引に関し負担する債務を履行したとき。

資金移動業者がその責めに帰することができない事由によってその債務の履行をすることができない

場 合であって、 内閣 府令で定めるところにより、 その事実を公告し、 その公告の 日から三十日を経 過

ても当該債務に係る債権者から申出がないとき。

供 託 者 は、 そ \mathcal{O} 履 行 保 証 金 に 0 1 て 権 利 \mathcal{O} 実行 \mathcal{O} 手続 が行わ れ ている間は、 第 項の規定にか か わらず

、当該履行保証金を取り戻すことができない

3

(権利実行事務代行者となる資格を有する者)

第十 ·八 条 法第 五 十九条第三項に規定する政令で定める者は、 次に 掲げる者とする。

- 銀 行 箬
- 信託会社
- \equiv 当該 資 金 移 動 業者につい て破産手続が 開始された場合に お ける破産管財人
- 兀 当該 資 金 移 動 第業者に 7 V) て)更生 手 続 が 開始され た場合に お け る管財
- 人

が 選任され てい る場合に限る。 五.

当該

資

金

移

動

業者

に

つ

7

7

再 生

手

続

が

開

始され

た場

合に

おけ

る管財

人

(当該

以再生手

,続にお

て管

財

人

履行保証 金に係る権利の 実行の手 続

第十 九 条 資 金 移 動 業者 が その行う為替取引に関 し負担する債務に係る債権者は、 当該債務に係る債権 既

に 権 利 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手続 が ※終了 L たものを除く。 に関 し、 金融庁長官に対して、 その 権利 \mathcal{O} 実行 \mathcal{O} 申立 7 を

ることができる。

以下この条に

おいて

「申立人」という。

2 金 融 庁 長官 は、 法 第 五 十 -九条第1 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による公示をしたときは、 その旨 を 前 項の 申 立て をした者

及び当該資金移動業者

(当該資金移動業者が履行保証金保全契

約 又 は 履 行 保 証 金信 託 契約 を締 結し て 7 る場合に あ 0 て は、 当該 資 金 移 動 業者及び ここれ 5 0) 契約 \mathcal{O} 相 手方。

第四 項 反 (び第 五 頑に お **\ て同 ľ に 通 知 しなけ ħ ば ならな \ <u>`</u>

3 法第 五. + 九 条第二項の 規定による公示が あ った後は 申立 人がその申立てを取り下げた場合にお ても

、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

4 金 融 庁 長 官 は 法 第 五. + 九 条 第 項 \mathcal{O} 期 間 が 経 過 L た後、 遅滞 なく、 権 利 0 調 査 を行 わ な け れ ば な

5

な

1 \mathcal{O} 場 合 に お 1 て、 金 融庁 長 官 は あ 5 か じ め、 期 日 及 び 場 所 を公示 Ļ か つ、 当 該 資 金 移 動 業 者 12

通 知 して、 申立 人、 当 該 期 間 内 に 債 権 \mathcal{O} 申 出 をし た者及び 当該資 金 移動業者に対 Ĺ 権 利 \mathcal{O} 存否 及び そ $\overline{\mathcal{O}}$

権 利 に よって担保され る債 権 \mathcal{O} 額 に 0 7 7 証 拠を提示 Ļ 及び意見を述べ る機会を与えなけ ń ば なら な

5 金 融 庁 長官 は、 前 項 \mathcal{O} 規定によ る 調 査 \mathcal{O} 結果に基づき、 法第一 五. + 九条第 二項 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 末 日 まで に 供 託 さ

れ た 履 行 保 証 金 に 0 11 て、 遅滞. なく、 配当表 を作成し、 これを公示し、 カゝ つ、 当該 資 金 移 動 業 者 に通 知 し

なければならない。

6 配 当 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に よる公示をし た日 か 5 八 + 日 を経 過 L た後、 配当 表 に従 1 実施、 するもの

7 金 融庁 長官 は 資 金移動業者の営業所の 所在地 を確知できないときは、 第二項、 第四 「項及び 第五項 0 規

定による当該資金移動業者への通知をすることを要しない。

8 金 融庁! 長官は 債券が供託されて 1 る場合において、 権 利 の実行に必要があるときは、 これを換価 する

ことができる。 この 場合において、 換価 \mathcal{O} 費用、 は、 換価代4 金か ら控除す する。

9 第五 項及び第六項 の場合に お *(*) て、 金融 庁 長官 は、 第 五 項に規定する履 行 保 証 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 か ら法 第五十. 九条

第二 一項に規・ 定 す る公示 0) 費 所用、 同 条 **第三項** に 規 定する権 利 実 行事 務代行 者 \mathcal{O} 報 酬 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 履 行 保 証 金 \mathcal{O} 還

付 \mathcal{O} 手 続 に必 夏な費E 用 (前 項 \mathcal{O} 換 価 \mathcal{O} 費用、 を除 \mathcal{O} 額を 控除 L た 額 12 つ 7 て配当表 を 作 成 当 該 配

当表に従い配当を実施することができる。

10 金融 庁 長官は、 権 利 の実行の手 続が開始 Ļ 法第五十九条第二項の期間 が経過した場合において、 第五

項に 規定する履行保 証 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 が 同 条第二項 \mathcal{O} 規定により申 出 がされ た同 項に規定す る債 権 \mathcal{O} 総 額を超り える

ときは、 当 該 権 利 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手 続 に係 る債 権者に対 Ĺ 仮配当をすることができる。

11 金融庁 長官 は、 仮 配当をするときは、 速やか に、 次に掲げる事項を定め、 これを公示しなけ ればならな

\ \ \

一 仮配当をする旨

- 債 権 者 人当たり又は 為替取 引 件当たりの 仮配当の Ŀ 限 \mathcal{O} 額
- 三 仮配当の請求期間
- 四 仮配当の方法
- 五. 請求 者 が 仮配当を請求する際に金融庁長官に対 し提出又は提示をすべき書類その他 \mathcal{O} もの
- 六 そ 0 他 金 融 庁 長 官 が 必 要と認い \Diamond る 事 項
- 12 仮 配 当 当 を求 \Diamond る者 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定 に より 公示 L た請 求 期 間 内に、 内 閣 府令で定めるところによ Sy, 金 融

- \mathcal{O} 他 Þ むを得り ない事 情が、 あ ると金融庁長官が認めるときは、 この 限りでな
- け る第六項 \mathcal{O} 配 当の 額 は 当該 仮 配 当 \mathcal{O} 額 次 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 規 定 に ょ り 玉 庫 に 納 付 すべ き額を除く。 を控除 した
- 金額に相当する金額とする。

13

権

利

 \mathcal{O}

実

行

の手

続

に

係

る債

権者が

当該権

利

 \mathcal{O}

実行

の手続

に

おい

·

第十項の仮

配当を受けてい

る場合にお

庁

長官に仮配

出当を請い

求

L

なけ

れば

なら

ない。

ただし、

その

請

求期

間

内

に

請求

L

なかったことにつき災害そ

- 14 権 利 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手続 に係る債 魔権者が 受けた第 + 項 \mathcal{O} 仮 配 当 \mathcal{O} 額が、 第六 項の 配 当の 額を超えるときは、 そ
- の者は、その超える金額を国庫に納付しなければならない。

(資 (金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規 定の

読替え)

第二十条 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告 (会社法第二条第三十四号に規定する電子公告

をいう。 以下同じ。)によりする場合について、 法第六十一条第六項及び第七項に おいて会社法の規定を

準用 する場合に おける同条第六項及び第七 項 \hat{O} 規 定による技術的 読替えは、 次の 表 のとおりとする。

同項の 第一項
読み替える字

第四章 資金清算

資 金清算業 \mathcal{O} 免許 が 取 り消された法 人の 取締役等であっ た者に準ずる者

第二十一 条 法第六十六条第二 項第四号ホ に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者とする。

法 人が 法第五 十六条第 項又は 第二項 \mathcal{O} 規定により法第三十七 条 \mathcal{O} 登 録 を取 ŋ /消され、 た場合に お 7) て

その取消

L

0

月前1

三十日以内にその法人の取締役、

執行役、

会計参与、

監査役若しくはこれらに準ず

る者又は 国 内 に おける代表者であった者でその 取 消 L 0 日 か 5 五年を経 過 しな () 者

法 人が 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の 規定に より 同法第四 [条第 項 \mathcal{O} 免許 を取り消され、 同

法第 五. 十二条の十五 第一 項の規定により 同 法第五 十二条の九第 項若しくは第二 一項ただ し 書 \mathcal{O} 認 可 を 取

り 消され、 同 法第 五. 十二条 の三十 匝 第一 項 \mathcal{O} 規定により 同 法第五 十二条 の十七 第 項若 しく は 第三 一項た

だ 書 \mathcal{O} 認 可 を取 り消 され、 又 は 同 法 第 五. 十 二 条 \mathcal{O} 五. 十六 第 項 0) 規 定 に ょ り 同 法 第 五. 十 二 条 の三十六

第 項 \mathcal{O} 許 可 を取 り 消 され た場 合 に お 1 て、 そ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 前三十 日 以 内 にそ \mathcal{O} 法 人 \mathcal{O} 取 締 役 (同 法 第

監 査 一役又はこれらに準ずる者であっ た者でその取消しの 日 か ら五年を経過しない 者

兀

十七条第二

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定により取

締役とみなされる日本に

お

ける代表者を含む。)、

執行

役、

会計参与、

 \equiv 法 人が 長 期 信 用 銀 行法第十七条に おい --準 用する銀 行 法第二十七条若しくは 第二十 八条の 規定に より

長 期 信 用 銀 行 法第 匹 条第 項 \mathcal{O} 免許 を取 り消さ ħ 同 法 第十七 条 12 お 1 て準 用 す る銀 行 法第 五. 十二条 \mathcal{O}

十 五 第 項 \mathcal{O} 規定 に より 長 期 信 用 銀 行法 第 十六 条 の 二 の 二 一第 項 若 しく は 第二 項 ただ 書 \mathcal{O} 認 可 を 取 V)

消さ、 れ 同 法 第十 七 条に お 1 て準 用 する 銀行法第 五. 十二条の三十 兀 第 項 \mathcal{O} 規定に より 長 期 信 用 銀 行 法

第十六条の二の 四第 一項若しくは第三項ただし書の認 可を取り消され、 又は 同法第十七条に お ζ) て 準 甪

す Ś 銀行 法 第五 十二条 \mathcal{O} 五. 十十六 第 項 \mathcal{O} 規 定 に より長期 信 用 銀 行 法第十六 条 0 五. 第 項 \mathcal{O} 許 可 を取 ŋ 消

され た場合において、 その 取 消 L \mathcal{O} 日 前 三十 日 以 内 にその 法 人の 取 締役、 執行 役、 会計参与 又は 監 査 役

で あ った者でその 取消 L \mathcal{O} 日 から 五. 一年を 経 過 L な 1 者

兀 法 人が 信 用 金庫 法 第八 十九 条第 項に お 1 7 準 一用す る銀行法第二十七条若しくは第二十八 、条のに 規 定に

ょ ŋ 信 用 金 庫 法 第 兀 条 \mathcal{O} 免 許、 を 取 ŋ 消 さ れ 又 は 同 法 第 八 + 九 条 第 五 項 E お 1 て 準 甪 す Ź 銀 行 法 第 五 +

条 \mathcal{O} 五. + 六 第 項 \mathcal{O} 規 定に より 信 用 金 庫 法 第 八 十五 条 の 二 一第 項 \mathcal{O} 許 口 を 取 Ŋ 消 さ れ た場 合 に お 1 7

そ \mathcal{O} 取 消 L 0) 日 前 三十 日以内 にその 法 人の 理 事 又は監事 であっ た者でその 取 消 L 0) 日 カン 5 五. 年を 経 過

しない者

五 法 人が 治労働 金庫 法第九十五条 の規定により 同 法第六条 \mathcal{O} 免許、 を取 り消され、 又は同 法第九 十四

項 E お 1 7 準 用す る 銀 行 法 第 五 十 二 条 \mathcal{O} 五. 十六 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り労 働 金 庫 法 第 八十 九 条 \mathcal{O} 一第 項 \hat{O}

許 口 を 取 り 消 され た 場 合に お 1 て、 そ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 前 三十 日 以 内 に その 法 人 \mathcal{O} 理 事 又 は 監 事 で あ 0 た者

でそ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 か 5 五. 年 -を経り 過 L な 1 者

六 法 人が中 小 企業等協 同 組 合法第百六条第二項の規定により解散を命ぜられ、 若しくは協同 組合による

散 の 三 て n 金 潍 協 命 融 第 令 用 同 事 す 業 が 組 項 に な る銀行法第五 合 さ 12 \mathcal{O} 関 ñ 許 よる金 する た 可 日。 を 法 一融事 取 律 第六 り 十二条の 以下この ず業に関う 、消され、 条 第 た場 号 五. する法律 十六第 か 項 E 合に 5 第 お :第三条 九 お 1 号ま 7 7 項 準 て、 \mathcal{O} 規定に で 用 0 そ に 認 す る銀 お \mathcal{O} 口 より を 取 取 1 行 消 7 協同 り 同 L 法第二十七 消 ľ, 0 され、 組 日 合に **(解** 前三十 条若 よる金 又は 散 命 しくは 日 令 同 以 融 法 \mathcal{O} 内 場 事 第六条 業 第二十 合に に そ に 関 0 あ \mathcal{O} 法 八 って 五. する法 条 第 人 \mathcal{O} は \mathcal{O} 規 理 律 項 当 第 に 定 事 該 六 に 又 お は 条 ょ 解 1

七 定に ょ 法 n 農業: ょ 人が農業協 り農業協 協 同 組 合若 同 同 組 組 合法 しく 合法第九 第九 は 農業 十二条 十二条の二 協 同 組 \mathcal{O} 兀 合連 一第 第 合会が 項 項 でその É \mathcal{O} 許 解 お 散 可 1 を 取 て を命ぜら 準 り 用する銀行法第五 消 され、 れ た場 か **添合**に 又は お 同 7 法 十二条の 第 て、 九 そ + \mathcal{O} 五. 五. 十六 条の二の 取 消 第 L \mathcal{O} 項 規 日 定 \mathcal{O} 前 に 規

十

Ħ

以

内

に

そ

 \mathcal{O}

法

人

 \mathcal{O}

理

事

又

は

監

事

で

あ

0

た者

取

消

L

 \mathcal{O}

日

5

五.

年

を

経

過

し

な

1

者

 \mathcal{O}

規定に

より漁業協

同

組

合

漁業協同

組

合連合会、

水

産

加

工業協

同

組合若しくは水

産

加

工

|業協|

同

組

合

監

事

で

あ

0

た

者で

そ

 \mathcal{O}

取

消

L

 \mathcal{O}

日

か

5

五.

年

-を 経

過

L

な

1

者

八 \mathcal{O} 規 法 定 人 に が ょ 水 り 産 水 業協 産 業 同 協 組 同 合 法 組 第 合法 百二十 第百二十 条 \mathcal{O} 条の二 兀 第 第 項 に 項 な \mathcal{O} 1 許 て 進 可 を 用 取 す る n 消 銀 され、 行 法 第 又 五 十 二 は 同 法 条 第百二十 \mathcal{O} 五 十六 第 兀 条 項 \mathcal{O}

連合会が 解 散 を命 ぜ 5 れ · た場 湾合に お 1 て、 そ (T) 取 消 L 0) 日 前三十 日 以 内にそ 0 法 人の 理 事 又は 監 事 で あ

った者でその取消しの日から五年を経過しない者

九 法 人が農林 中 央 金 庫法 第九 + 五. 条の 兀 第 項 Ê お 7 て準用する銀行法第五十二条の五 十六 第 項 \mathcal{O} 規

定により 農林 中 央 金 庫 法 第 九 + 五. 条 の <u>-</u> 第 項 \mathcal{O} 許 口 を 取 ŋ 消 され、 又 は 同 法 第 八十 六 条の 規定 に ょ り

解散 を 命 ぜ 5 れ た 場 合に お 1 て、 そ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 前 三十 日 以 内 に そ 0 法 人 \mathcal{O} 理 事 経 営管 理 委 負 又 は 監

事 で あ 0 た者 でそ \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 か 5 五 年 を 経 過 L な 11 者

+ 法 人が 株 式 会社 商 工組 合中 央 金 庫 法第: 十三条第 項 \mathcal{O} 規定によ り 同 法 第八条第一 項又は第二項ただし

書 \mathcal{O} 認 可 を 取 り)消され た場合に お į١ て、 その 取 消 L 0) 日 前 三十 日以内にその法人の 取 締役、 執 行 会

計 参 与 又 は 監査役で あっ た者でその 取 消 L \mathcal{O} 日 か ら五年を経 過 しな 1 者

+ 法 人 が 法 銀 行 法、 長 期 信 用 銀 行 法 信 用 金 庫 法 労 働 金 庫 法、 中 小 企 業等協! 同 組 合法、 協 同 組 合

に ょ る 金 融 事 業 に 関 す Ź 法 律 農業 協 同 組 合法 水 産 業 協 同 組 合 法 農 林 中 央 金 庫 法 又 は 株 式 会 社 商 工

組 合 央 金 庫 法に 相 当す る 外 玉 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 規 定に ょ り 当 該 外 玉 に お 1 て受け て 1 る 第 号 か 5 前 号 ま でに

規 定する免許 許 可、 認 口 若 しくは登録 と同 種 類 の免許、 許可、 認可若しくは 登録 (当該 免許 許 可

認 締 取 < 該 役 は当該 可 消 若 更 し 新 しくは 執 0) 免許、 行 \mathcal{O} 日 役 拒 (解散 否 登録 会計 許 \mathcal{O} 処 可、 に 命 参与、 分が、 令 類す . D 認 るそ なされた日とする。 可 場合に 監 若 しくは 査 \mathcal{O} 役又はこれ あっては当 他 \mathcal{O} 登録 行 政 \mathcal{O} 処 5 該 分を含む。 更新を拒否され、 に 解 以下この号に 準ずる者で 散 命令が、 以下この号に なされた日とし、 あ おい 又は 0 た者 て 同 解散を命 じ。) でその お 1 て 同 ぜら 取 前三十 更新 Ü 消 \mathcal{O} れた場合に L 日以内 拒 0 を 否 日 \mathcal{O} 取 か 場合に にそ 5 ŋ おいて 消 五. \mathcal{O} 年 され、 -を経 法 あ 人 0 そ 若し 過 \mathcal{O} 7 取 \mathcal{O} L は

ない者

書 又 規 認 党定に、 は 可 \mathcal{O} を 取 株式 認 銀 ょ 行 口 会社 を取 り り 法第五十二条の十 長 消された場合、 期信 商 り 消 工 さ 組 用 れ 合中 銀 行 た 場 央金庫 法 合に 第 長期 ·五第一 十六条の二の二第一 お 法 信 第十三条第 項の規定により 用 1 て、 銀 行 そ 法第十 \mathcal{O} 取 項 七 消 条に 同 \mathcal{O} 項若しく L 法第五· \mathcal{O} 規 定に お 日 7 か て準 より は第二 十二条の九第一 ら 五. 用 年 同 を経 項 法 する銀行法第五 第 ただし書 過 八 条第 L 項若 な 1 \mathcal{O} 者 項 認 しくは第二項ただし 若 可をで 十二条 しく 取 は Ď ŋ 十五 第二 消 され 一項ただ 第 た場 項 書 合 $\bar{\phi}$ \mathcal{O}

十三 た場合、 銀 行 長期 法 第 信 五. 用 +--銀 条の 行法第十七条に 五 十六次 第 おい 項 \mathcal{O} て準用する銀行法第五十二条の五 規 定に ょ り 同 法 第 五. 十二 条 の三十 十六第 六第 項 項の \mathcal{O} 許 規定により 可 を 取 り 消 長 され 期

事 信 \mathcal{O} に 第六 り れ す 労 条 Ź 許 業 た場 用 お 働 銀 \mathcal{O} 可 1 に 条 銀 行 五. を取 関 て 合 行 金 \mathcal{O} + 準 庫 法 法 す 五. 第五· 六 労 第 り 用 る 法 第 第 働 第 消され 法 十六 す Ź 律 項 八 金庫 十二条の 項 銀 第 12 + 条 法第 \mathcal{O} 行法 た場合、 六 お 九 \bigcirc 条 条 規 五. 1 定に 第 が 三 五. 第 7 九 \mathcal{O} =十六 潍 十四四 五. 第 項 ょ 水 第 用 十二条の ŋ 産 第 す 条第三項 \mathcal{O} 業 項 Ź 項 許 水 協 銀 項 産 \mathcal{O} \mathcal{O} 可 業 五. 許 同 許 を 行 0 十六第 E 協 組 法 可 規 取 可 を取 同 合法第百二十 第 お 定に り を 消さ、 組 取 五. 7 て準 十二条 ŋ 合法第百二十一 り ょ 消 り信 消 項 れ され \mathcal{O} さ 用する銀行 た場合、 れ \mathcal{O} 用 規定に た場合、 五. 金 た 条 場 十六 庫 合、 法第 \mathcal{O} ょ 信 条 法第五 兀 V) 第 用 農業 農業 *O*) 第 協 八 金 + 項 同 庫 十二条 一第 項に 五条の二第 法 協 協 \mathcal{O} 組 第 合 同 同 規 項 によ お 八 組 定 組 + \mathcal{O} 合 合 に 0) 7 法 法 る金融 五. 九 許 て ょ 第九 条第 準 可を 第 十六 n 項 用 九 協 十二条 十二条 取 す 事 第 五. 同 \mathcal{O} 業に る銀 組 許 項 り E 消 項 合 口 され の二第 関 行 を取 \mathcal{O} に \mathcal{O} お 法第 規定 す ょ V 几 た場 Ź る て 第 ŋ 五 消 法 に 準 金 合 律 ょ 用 + 項 さ 項 融

年を経過しない者

又

は

農

林

中

央

金

庫

法

第

九

+

五

条

 \mathcal{O}

兀

第

項

12

お

1

7

準

甪

す

る銀銀

行

法

第五

十二条

 \mathcal{O}

五.

+

六

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

n

農

林

中

央

金

庫法

第九

+

五.

条

 \mathcal{O}

第

項

 \mathcal{O}

許

可

を

取

n

消

され

た場

愛合に

お

1

て、

そ

 \mathcal{O}

取

消

L

 \mathcal{O}

日

か

5

五

十四四 銀 行 法 に 相当する外国 [の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の 九第 項

され、 若しくは第二項ただし書若しくは 又は 当該認可若しくは許 可 *O* 同 法第 更新を拒否された場合において、 五十二条の三十六第一 項と同 その取消 種 類 \mathcal{O} 認 可 L \mathcal{O} 若しくは 日 (更新の拒 許 可 を取 否 り消 \mathcal{O} 場

合にあっては、 当該更新 の拒否の 処分がなされた日)から五年を経 過 L な

十五 法第六十七条第三項又は第八十二条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 解 任 を命ぜられ た取 締役、 執行 役、 会計 参

与若 しくは 監 査 夜 又 は 理 事 若 しく 、は監事 であって、 その 処分を受け た日 か ら 五 年 を経 過 L な 1 者

十六 銀 行 法 第二十七 条若しく は第五十二条の三十 匹 第 項 \mathcal{O} 規定 に より 解 任 を 命ぜら れ た 取 締 役 同 法

第四 十七条第二項の規定により取 締役とみなされる日本における代表者を含む。)、 執行役、 会計 参与

若しくは監 査 一役又は同法第五 十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であって、 その

処分を受けた日から五年を経過しない者

十七 長 期 信 用 銀 行 法第十 七 条に お ** \ て準 甪 する銀 行 法第二十七条若しくは第五 十二条の三十 匝 第 項 \hat{O}

お 規 定 1 7 12 進 ょ 用 Ŋ す 解 うる銀行 任を 命 法第五· ぜ 5 れ 十二条 た取 締 \mathcal{O} 役 五. 十十六 執 行役、 第二 会計 項の規定により解任を命 参与若、 しく は 監 査 一役又は ぜられた役員であって、 長 期 信 用 銀 行 法 第 + その処 七 条 に

分を受けた日から五年を経過しない者

十八 信 用 金 庫 法第 八十九 条第一項に お V) て 準 用する銀行 法第二十七 文 0 規 定に より 解 任 を命ぜられ た 理

事 若しくは 監 事 文は 信 用 金庫法第八十九条第三項におい て準 用する銀行法第五 十二条の五 十六第二 項 \hat{O}

規 定により解任を命ぜられた役員であって、 その 処分を受けた日 から五年を経過 しな 者

十九 労働 金 庫 法第 九 十五 条第一 項 \hat{O} 規定により 改任を命ぜら れた理事 若 しく は 監 事 又 は 同 法 第 九 十四四 条

第三 項 に お 1 て準 用 する 銀 行 法 第 五 十二条 \mathcal{O} 五. 十六第二項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 解 任 を命 だぜられ た役員であ 7

、その処分を受けた日から五年を経過しない者

<u>一</u> 十 協 同 組 合による金融事業に関 する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の 規定

り 解 任 を命ぜられた理事 若しくは監事又は協 同 組合による金融事業に関する法律第六条 \mathcal{O} 五 第 項 に お

1 7 準 用 する 銀行 法第五 4十二条 \bigcirc 五. 十六第二項 O規定に より解任 を命ぜられた役員であって、 その 処 分

を受けた日から五年を経過しない者

<u>二</u> 十 一 農業: 協 同 組 合法 第九 十二条 \mathcal{O} 兀 第 項に お 1 て準 用 する銀 行 法 第五· 十二条の 五. 十六第二項 \mathcal{O} 規定

に ょ ŋ 解 任 を 命ぜる 5 ħ た役員又は 農 **農業協** 同 組 合法第九十五 条第二 一項の 規定により改選を命ぜられた役員

であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

によ

水産 業協 同 組 合法第百二十 条 \mathcal{O} 兀 第 項に お 7 て 準 一用す る銀行 法第五 十二条 \mathcal{O} 五. 十六第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規 覚定に、 より 解任を命ぜられた役員又は水産業協 同 組 合法第百二十四条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により改選を命ぜ 5

れ た役員であって、 その処分を受け た 日 か %ら五. 年を経過 L な 1 者

十三

農林

中

-央金

庫

法第

九

十五

条

O

兀

第

項

E

お

1

7

潍

甪

するに

銀

行

法

第

五.

十二条の

五.

+

-六第二

項

0)

規定

に ょ り 解 任 を 命 ぜ 5 れ た役員 又 は 農 林 中 央 金 庫 法 第 八 + 六 条 0 規 定 に ょ り 解 任 を 命 ぜ 5 れ た 理 事 経 営

管 理 任委員若 L くは 監 事 で あ 0 て、 そ \mathcal{O} 処 分を受け た 日 か 5 五. 年 を 経 過 L な 者

又は 監 査役であって、 その 処分を受けた日 か 5 五. 年 を経過 しな 者

一十四

株式·

会社商

工

組

合中

-央金庫

法第六十条の

規定に

ょ

ŋ

解任を命ぜら

れた取り

締役、

執

行役、

会計

参与

十五 法、 銀 行法、 長期 信 用 銀 行 法 信 用 金庫 法 労働 金 庫 法、 中 小 企業等協 同 組 合法、 協 同 組 合

に

ょ

る金 融 事 業 に 関する る 法 律 農業: 協 同 組 合 法 水 産 業 協 同 組 合 法 農林 中 央 金 庫 法 又 は 株 式 会 社 商 工 組 合

中 央 金 庫 法 に 相当す る外 玉 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 解 任 を 命 ぜ 5 れ た 取 締 役 執 行 役、 会計 <u>:</u>参与、 監 査 役又

はこれ らに 準ずる者であ 0 て、 その 処分を受けた日 か 5 五. 年 -を経過 しな 7) 者

(剰余金の配当に係る最低純資産額)

第二十二条 法第六十八条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第四百 五 十八条に規定する政令で

定める金額は、二十億円とする。

第五章 認定資金決済事業者協会

第二十三条 法第八十七 条の 規定による認定の申請は、 次に掲げる事項を記載し た申請書を金融庁長官に提

出してしなければならない。

名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び会員の名称

2 前 項 \mathcal{O} 申 . 請 書には、 定款、 登記 事項証 明 書その他 |内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第六章 指定紛争解決機関

紛 争 解 決等業務に 相 当す る業務に係 る他 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規定による指 定)

第二十 ·四条 法第 九 十 九 条第 項第二号及び 第四 号ニ 並 び に 第百 条第一 項 \mathcal{O} 規 定 12 おい 7 読 み替えて 準 甪

する銀行法 (以下この章において 「準用銀行法」という。)第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三

第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

金融 商 品 取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 第二十六条各号に掲げる指定

(異 、議を述べた資金移動業者 \mathcal{O} 数 の資金移 動 業者 の総数に占める割合)

第二十五条 法第九十九条第一 項第八号に規定する政令で定める割合は、 三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、 次に掲げる指定のいずれかを

受けた者とする。

無尽業法 (昭 和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

金 融 機関 \mathcal{O} 信 託業. 務 \mathcal{O} 兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一 項の規定

による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

兀 水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定

五. 中 小 企業等協 同 組 合法 第六十九 条 か 二 第 項 \mathcal{O} 規定による指定

六 信 用 金 庫 法 第八 + 五 条 \mathcal{O} 兀 第 項 \mathcal{O} 規定による指定

七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定

九 銀 行 法 第 五. 十二条 の六十二 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る指 定

+ 貸 金 業 法 韶 和 五. + 八 年 法 律 第三十二号) 第 兀 干 条の三十 九 第 項の 規定による指

十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十三 信 託 業法 平 成十六年 -法律第⁻ 百 五 十四号) 第八十五条 の二第 項の規定による指定

第七章 雑則

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十 七 条 法 第 百 匝 条 第 項 E 規定す る政令で定め るもの は、 次に掲げるものとする。

一 法第六十四条第一項の規定による免許

定

- 法第: 八十二条第 項又は第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による法第六十 应 条 第 項の 免許 \mathcal{O} 取 消 L
- \equiv 法第 八十五条第一号及び第二号に掲げる処分につい 7 0 同 条の 規定による財務大臣 へ の 通知

(前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任)

第二十八条 法第百四 条第一 項の 規定により ・金融庁は 長官に委任された権限のうち法第二章の 規定による権 限

及び 第二章 \mathcal{O} 規 定に よる金 融庁 長 官 \mathcal{O} 権限 (第四 頃に お į, て 「長官権限」 と総称する。) は、 前 払 式 支払

手 段 発 行 者 法 第七 条 \mathcal{O} 登録を受けようとする法人を含む。) の主たる営業所 又 は 事 務 所 (以下この 条に

お 7 て 「主たる営業所等」という。) \mathcal{O} 所在地を管轄する財務局長 (当該所在 地 が 福 尚 財 務支局 の管 轄 区

域内 に ある場合にあっては、 福岡 財務支局 長)に委任するものとする。 ただし、 法第二十四条第 項 及び

第二項 (法附 則第六条、 第八条第二項又は第九条第三項 の規定により適用する場合を含む。 次項にお いて

同 の規定による権 限 は 金融 庁 長官が自ら行うことを妨げ ない。

2 法 公第二十三 匹 条第 項及び 第 項 \mathcal{O} 規 定に よる報告若 しくは 資 料 \mathcal{O} 徴 収 又 は <u>\f</u> 入 検査若 L くは 質問 (次項

に お 検 査 等」 という。) で前 払式支払 手段 ,発行 者 \mathcal{O} 主 たる営 業所等 以 外 \mathcal{O} 営業所 又 は 事 務 所 (以 下

この 条において 「従たる営業所等」という。) に関するものについては、 前項に規定する財務局長又 は 福

尚 財 務 3支局 長 0 ほ か、 当該 従 たる営業所等 \bigcirc 所在 地 を管轄す んる財産 務 局長 (当該 所在地 が 福 尚 財 務支局 の管

轄 区 |域 が内 にある場合にあっては、 福岡財 務支局長) も行うことができる。

3 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により、 前払式支払手段発行者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は 福 尚

財 務 支局 長は、 当該 前 払式支払手段発行者 の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外 の従たる営業所

等 に 対 して検 杳 等の 必 要を認 めたときは、 当該 主たる営業所等又は当該従たる営業所等 以 外 O従 たる営業

所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三 項 の規定は、 長官権 限のうち金融庁長官の指定するものについては、 適用 ľ ない。

5 金 融 庁 長官 は 前項 の指定をした場合には、 その旨を告示するものとする。 これを廃止し、 又は変更し

たときも、同様とする。

(資金移動業に関する財務局長等への権限の委任)

第二十 九条 法 第 百四 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に より 金 一融庁 長官に 委任 され た権 限 のうち法第三章 O規 定に よる 権 限

及び 第三章 \mathcal{O} 規定に ょ でる 金i 融庁 長 官 \mathcal{O} 権限 (第四 項に お 1 て 「長官 権 限 と総称する。 は、 資 金 移 動 業

者 (法第三十 七条の登録を受けようとする者を含む。) の本店 (法第二条第四項に規定する外国資金

移

動

業者である資 金 一移動業者に あって は 国 内 に お け る主たる営業所。 以下この 条に お いて同 0 所 在 地

を管轄する財務局長 (当該 所在地 が 福 尚 財 務 支局の管轄区域内に ある場合にあっては、 福 尚 財 務支局 長

に 委任するものとする。 ただし、 法第五十四条第一項及び第二項の規定による権限は、 金 融庁長官が自ら

行うことを妨げない。

2 法 第 五. 十四四 条 第 項 及び 第 二項 0 規定に よる報告若 しくは資料 の徴 収 又は <u>\f</u> 入検査若 しくは 質 間 (次項

に お 1 7 「 検 査 等 とい う。 で資 金移 動 業者 \mathcal{O} 本 店 以外 \mathcal{O} 営業所 (以下この 条に お 1 て 「支店」 . う。

に 関するものについては、 前項に規定する財務局 成長又は! 福 出 |財務 支局 長のほ か、 当該 従 たる営業所 0) 所

在 地 を管轄する財務局長 (当該 所在 土地が福岡 岡財務支局 の管轄区域内にある場合にあ つって は、 福 岡 [財務: 支局

長)も行うことができる。

3 前 項 \mathcal{O} 規定に により、 資金 移 動業者 の支店に対して検査等を行 つ た財 務 局 長又 は 福 尚 財 務支局 長は、 当該

資 金 移 動 業者 \mathcal{O} 本 店 又 は 当 該支店以 外 の支店に対して検 査等 \mathcal{O} 必要を認めたときは 当該 本店又は当該支

店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

前三 項の規定は、 長官権限 のうち金融庁長官の指定するものについては、 適用しない。

4

5 金 融庁 長官 は、 前 項 \mathcal{O} 指定をした場合には、 その旨を告示するものとする。 これを廃 止し、

又は変更し

たときも、同様とする。

附則

(施行期日)

第 条 この 政令は、 法 0 施 行 の 日 (平成二十二年四月一日) か ら施行する。 ただし、 附 則第九 条及び 第十

条 \mathcal{O} 規 定 は 公布 \mathcal{O} 日 か 5 附 則 第 十二条 \bigcirc 規定 (預 金保 険 法 施 行 令 (昭 和 兀 十六. 年政令等 第 百十 号) 第三

条第八号の 改 Ē 規定に限る。 及び 附則第十三条の 規定 (農水産業 協同 組 合貯 金保険法 施 行令 (昭 和 匹 十

八 年 政令第二百一号) 第六条第八号の改正規定に限る。) は、 信託 法の 施行に伴う関係法 律 \mathcal{O} 整備 等 に 関

する法 律 (平成 十八年法律第百九号) 附則第三号に掲げる規定の施 行 \mathcal{O} 日 (平成二十二年七月一 日 カュ 5

施行する。

(前払式証票の規制等に関する法律施行令の廃止)

第二条 前 払 式 証 票の 規 制 等に 関 する 法 律 施 行令 伞 成二年政令第百九十三号) は、 廃 止する。

前 払 式武証票 \mathcal{O} 規制等に関する法律第十四条第 項に規定する権利の実行の手続に関する経過 措 置

第三条 する法律 定する基準 この 平 日 政 令 成元年法律第九十二号) をいう。) \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 前に申し立てられた法附則第二条の規定に 日 (以 下 「施行日」 第十四条第一 という。 項に規定する権利 以後 最初 に 到 よる廃止 の実行 来する基準 前 の手続につい 0 前 日 払式 (法 証 第三条第 て 票の は、 規 なお 制 二項 等 に 従 に 前 関 規

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に より な お 従 前 の例 に よることとされ る権 利 \mathcal{O} 実行 の手 続 が 終了するまでの間 は、 当該 手続

に

係

る前

払

式

証

票の

発

行

者

が

行うべ

き供

託につい

ては、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

によ

る。

 \mathcal{O}

例

に

による。

法 附 則 第四 条 第 項 (の規定により自家型発行者となったものとみなされる者等についての経過措) 置

第四 ょ 第 る 条 書 んる法律 項 類 法 各号 の提 附 則第四条第 出をするまでの (第五号を除く。)」とある 年 一項 法律 の規定により自家型発行者となったものとみなされる者が同条第二 間 第九十二号) に お ける当該者に対する法第五条第三項 \mathcal{O} は 条 第 附 項各号」とする。 則 第二 条の 規定に よる廃・ \mathcal{O} 規定 止 \mathcal{O} 前 適 用に \mathcal{O} 前 払 0 ١ ر 式 7 証 票の 項 は $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 規 同 定に 制 項 中 等

2 る書 法 類 附 《を提出するまでの間における当該者に対する法第十一条第 則第 五. 条第 項 \mathcal{O} 規定により 第三者型発行者となったものとみなされ 項の規定の適用について る者 が 同 条 第 二項 は 0 規 同 項 定 中 に ょ

に関

す

平

成

元

第四

第八 条第一項各号」とあるの は、 「附則第二条の 規定による廃 止 前 0 前 払式 証 票 0 規制等に関する法律

平成元年法律第九十二号)第七条第一項各号」とする。

法 附 則第八条の規定の適 用を受ける者につい て適用する法の規定の読替え)

第五条 法附 則第八条第 項 \hat{O} 規定 \mathcal{O} 適 用が ある場合における法第二十条第一項、 第二十七条及び第三十四

条 \mathcal{O} 規 定 0 適 用 に つい て は、 同 項 第二号中 「第七 条 \mathcal{O} 登 録 を取 り消された」 とあ る Ō は 「第三者型前 払 式

支払 手 段 \mathcal{O} 発 行 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 廃 止 を命 じら ń た と 法第二十七 条第二 項 中 第 七 条 \mathcal{O} 登 録 を 取 ŋ 消 す とあ

る Ō は 「第三者型前 払式支払手段の 発行の業務の廃止を命ずる」と、 法第三十四条中 「第七 条の 登 録 が 取

ŋ 消されたとき」とあるのは 「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられたとき」とする。

法 附 三則第 九 条の 規定 の適用を受ける者の基準 日 未 使用残高 及び基準 期間 \mathcal{O} 発行 額

第六条 法 附 則 第九 条第 項に 規定する基準 日 未 使用 残 高 に係る る政令で定め る 額は、 五. 千万円とする。

2 法 附 則 第 九 条第 項第三号に規定す る政 令で定め る 額は、 二千五 百 万円とする。

法 附]則第 九 条の 規定 の適 用 を受ける者につい て適 用 する法 \mathcal{O} 規 定 0) 読替 え

第七条 法附 則第九条第一項の規定の適用がある場合における法第二十条第一項、第二十七条及び第三十四

り 支払 条 る \mathcal{O} 消されたとき」とあ 0 近手段ので は 規 定 「第三者型前 0 適 発行の業務 用 については、 払式支払手段の発行の業務の廃止を命ずる」と、 の廃止 るの は を命じられた」と、 同項第二号中 「第三者型前 払式支払手段 「第七 条の 法第二十七条第二項中 登録 0 発行 を取り消された」 この業務 \mathcal{O} 法第三十四条中 廃止を命じられたとき」とする。 「第七条の登録 とあ るのは 「第七条 を取り 「第三者型前 が消す」 \mathcal{O} 登録 とあ が 払 取 式

(表示義務に関する経過措置)

払

手段と一体となって

V)

るも

のに金額

(金額を度その

他

の単

位により換算

して表示してい

ると認めら

れる

第 八条 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 前 払 式 支 払 手 段 0 利 用者に対 し交付され 7 7 る書 面 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 物 で あ 0 7 前 払 式 支

場合の当該単位数を含む。) 又は物 品若しくは役務の数量 \mathcal{O} 記録を加算することにより行われる前払式支

払 手段 の発行 に つい 7 は、 法第十三条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 は、 適 用 しない。

法 施 行 前 に お け る資 金移 動 業者 \mathcal{O} 登録を受けるた 8 \mathcal{O} 準 備 行 為

第九条 法 第三十 七 条 \mathcal{O} 登 録 を受けようとする者は、 法 \mathcal{O} 施 行 前 に お 1 ても、 法第三十八条 の規定の例によ

り、その申請を行うことができる。

法 施 行前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為

第十 · 条 法第 八十 七 条 \mathcal{O} 認定を受けようとする者は、 法の 施 行前にお ** \ ても、 同 条 0 規定 \mathcal{O} 例 に により、 その

申請を行うことができる。

(指定紛争解決機関に関する経過措置

第十一条 平. 成二十五年 九月二十九 日 まで \mathcal{O} 間 に おける第二十四条及び第二十六条の 規定 \mathcal{O} 適 用 に つい ては

 \mathcal{O} 施 行 12 伴う 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す る法 律 伞 成 + 八 年 法 律 第六十六号) 第五 十 七 条 第 二項 \mathcal{O} 規 定 に ょ

第二十四

条中

次

に

掲げ

る

ŧ

 \bigcirc

とあ

る

 \mathcal{O}

は

「次に掲

げげ

Ź

もの

及

び

証

券取

引

法

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

する

法

律

り な おその 効力を有するものとされ る 同 法 第 一条の 規定に よる廃 止 前 0 抵当証券業 \mathcal{O} 規 制 等に 関 する法律 律

昭 和六十二年法律第 百 十四号) 第四 十三条の二第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による指定」と、 第二十六条中 次 に掲 げ

る指 定 \mathcal{O} ** \ ず れかを受けた者」 とあるのは 「次に 1掲げ る指 定又は 証 券取 引 法等 \mathcal{O} 部を改 正す る 法 律 \mathcal{O} 施

行に 伴う 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す る法 律第 五. + 七 条第二項 \mathcal{O} 規定 に より な お そ \mathcal{O} 効 が力を有る する Ł のとされ

る 同 法 第 条 \mathcal{O} 規定 に よる 廃 止 前 \mathcal{O} 抵 当 証 券業 0 規制: 等 に関 する法 1律第四· 十三条の二第 項 \hat{O} 規定による

指定のいずれかを受けた者」とする。

(預金保険法施行令の一部改正)

第十二条 預金保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三条第七号中 「受益証券」 の 下 に 「及び信託法 (平成十八年法律第百八号) 第百八十五条第一項に 規

定する受益証券」 を加え、 同条第八号中 「受益権」 の 下 に 「又は信託法に規定する受益証券発行信託 の受

益権」を加える。

第十 匝 条 0 八 中 「次に掲げる取 引 の下に (資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五 十九号)

第七十二条に 規定する資 金 当清算業 \mathcal{O} 適 切 な遂 行 を確保するため $\stackrel{\frown}{\mathcal{O}}$ 措置その 他 これ に 準ずる措置に ょ り 当該

取引に係る債務の 履 行の 確保が図ら れているものとして機構が適当であると認めるものを除く。)」 を加

える。

第三十三条中「(平成十八年法律第百八号)」を削る。

(農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部改正)

第十三条 農水 産 業協 同 組 合貯 金保証 険法 施 行 令 Ď 部を次のように改正する。

第六条第七号中 「受益」 証券」 の 下 に 「及び」 信 託法 伞 成十八年法律第百八号) 第百八十五 条第 項 に 規

定する受益証券」を加え、 同条第八号中 「受益権」 の 下 に 「又は信託法に規定する受益証券発行信託 の受

益権」を加える。

第二十三条の二中 「次に掲げる取引」の下に「(資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号

第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保するための措置その他これに準ずる措置によ り当

該 取 以引に係る る債 務 \mathcal{O} 履 行 \mathcal{O} 確保が図 られてい るものとして機構が適当であると認めるものを除く。 を

加える。

第四十一条中「(平成十八年法律第百八号)」を削る。

(外国為替令の一部改正)

第十四条 外国為替令 (昭和 五十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第十八条 \bigcirc 匹 第二項中 銀行等」 の 下 に 「又は資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号)

第二条第三項に規定する資金移動業者」を加える。

(対内直接投資等に関する政令の一部改正

第十五条 対内 直 接投資等に 関 パする 政令 (昭 和 五十五年政令第二百六十一号) の一部を次のように改正する。

第二条第六項に次の一号を加える。

七 資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第二条第二項に規定する資金移動 業

(保険業法施行令の一部改正)

第十三条中

「同条第二項各号」

を

「同条第二項第一号、

第二号及び第五号」

に改

め、

同

条第二号中

 $\overline{\mathcal{O}}$

第十六条 保 険業法施行令 (平成七年政令第四百二十五号) の一部を次のように改正する。

規定に より担 保 付社 債 に関する信 託 事 業 を \neg (免許)」 に改 め、 同 条に 次の一 号を加 え る。

三 資 金決 済に関する法律 平 成二十一 年 法律第五十九号) \mathcal{O} 規 定 $\overline{\mathcal{O}}$ 適 用 に つ 7 て は 相 互 子会社を1 同 法

第三十七条 (資 (金移動業者の登録) 0) 登録を受けることができる株式会社とみなす。

第三十七条 \dot{O} 兀 <u>つ</u> 五. 中 前 払式 証 票の規制等に関する法律施行令 (平成二年政令第百九十三号) 」 を

削 「 及 び 株式会社日 本 政 策 金融 公庫法法 施行令 (平成二十年政令第百四十三号) _ を $\overline{}$ 株式会社 日 本

政 策 金 融 公庫 法 施 行 令 平 -成二十二 ·年政· 令第 百四十三号)及び資金決済に関する法 律 上施行· 令 (平成二十二年

政 令 第 に、 第 条 の二第十四号」 を 「第一条の二第十号」 に改め、 前 払 式 証 票 \mathcal{O} 規 制

等 に 関 はする法律施行令第九条第二項 第 一号」 を削り、 並 び に株式会社 日 本 政策 金融 公庫 法施 行令第 +

条及び第十三条」を $\overline{}$ 株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三条並びに資金決済に関 す

る法 律 施 行令第八条第二項第 号及び第十六条第二項」 に改める。

內 玉 |税 の適 正な課業 税の確保を図るための国外送金等に係る調 書 の提出等に関する法律施行令の一 部改正

_

第十七条 内 玉 税の適正 な課税の確保を図るため 0 国外送金等に係る調 書の提出等に関する法律施行令 平

成九年政令第三百六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

兀 資 金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第二条第三項に規定する資金移動業者

第三条中 「又は貯 金 0) 口座 を「若しくは貯金の 口座又は勘定」に、 「開設される」 を 「開設され、 又

は設定される」 に、 開 設されている」 を 「開設され、 又は設定されている」 に改め、 「当該 口座」 の 下

に「又は勘定」を加える。

第七 条第 項中 「又は」 を 「若しくは」 に改り め、 払払 出 の 下 に 「又は勘定の残高 の払戻し」 を加え

る。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十八条 公益 通報者保護法別表第八号の 法律を定める政令 (平成十七年政令第百四十六号) の 一 部を次の

ように改正する。

第三百号を次のように改める。

三百 削除

本則に次の一号を加える。

四百二十五 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五:

十九号)

公益通報者 保護法別表第八号の法律 を定める政令の一部改正に伴う経過 措 置

第十九 条 施 行 日前 \mathcal{O} 犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実 (以下この条において 「犯罪行 為 \mathcal{O}

事 実等」 という。 並 びに法附則第三十四条 の規定によりなお従前 \mathcal{O} 例によることとされる場合にお ける

施 行 日 以 後 \mathcal{O} 犯罪行 為 の事 実等に つ ** \ て は 前条 \mathcal{O} 規定による改正 後 \mathcal{O} 公益通報者保護法別表第八号 の法

律を定め る政 令 第三百号の 規定に カゝ カゝ わ らず、 な お 従 前 \mathcal{O} 例による。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 犯罪による収益 の移転防 止 に関する法律施行令 (平成二十年政令第二十号)の一 部を次のように

改正する。

第七条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、 第十二号の次に次

の一号を加える。

十三 法第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律 (平成二十一年法律

第五十九号)第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

第八条第一項第一号レ中 「第十五号まで」 の 下 に 「及び第二十八号の二」 を加える。

「及び第二十四号」を「、第二十四号及び第二十八号の二」

に改める。

金 融 庁組織令の一部改正

第十九条第一項中

第二十一 条 金 融庁 組 織令 (平成十年政令第三百九十二号) の一部を次のように改正する。

第二条第一 項第二十七号中 「ノまで」を 「マまで」 に改める。

第三条第三号ヲを次のように改める。

ヲ 前 払式支払手段発行者

第三条第三号中ナをウとし、 ワからネまでをタからムまでとし、 ヲの次に次のように加える。

ワ 資金移動業を営む者

カ 資金清算業を行う者

ョ 認定資金決済事業者協会

第四条第一項第一号に次のように加える。

ノ 前払式支払手段発行者

ク 資金清算業を行う者

才

資

金

移

動

業を営

む

者

ヤ認定資金決済事業者協会

第四 条第一項中第七号を削り、 第八号を第七号とし、 第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、 同

条第二項中 ウ及びヰ」 を 「及びウからヤまで」に、 「から第九号まで及び第十一号」を 第八号及

び第十号」に、 「同項第十三号」を 同 「項第十二号」に、 同 項第十二号」を「同項第十一号」 に改める。

二十 資金決済に関する制度の企画及び立案に関すること。

項第二十号を次のように改める。

第十一条第一

第十五条第七号及び第十六条第一号中「第三条第三号レからナまで」を「第三条第三号ネからウまで」

に改める。

第十九条第一 項第六号中ヨをソとし、 ルからカまでをカからレとし、ヌの次に次のように加える。

ル 前払式支払手段発行者

ヲ 資金移動業を営む者

ワ認定資金決済事業者協会

第十九条第一項中第十三号を削り、 第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、 同条第二項中

「ホまで、チ及びリ」を「へまで及びリからソまで」に、「、第十三号及び第十四号」を「及び第十三号

」に、「同項第六号ト」を「同項第六号チ」に改める。

第二十条第一 項第一号中 「前条第一 項第六号ワ」を「前条第一項第六号レ」に改め、 同号に次のように

加える。

ホ 資金清算業を行う者

第二十条第二項中「ニまで」を「ホまで」に改める。